

## 条 例

埼玉県臨床研修医研修資金貸与条例及び埼玉県医師育成奨学金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県条例第十六号

埼玉県臨床研修医研修資金貸与条例及び埼玉県医師育成奨学金貸与条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「医学を履修する課程を置く大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院」を「知事の指定する病院又は外国の病院で厚生労働大臣の指定するもの」に改める。

- 一 埼玉県臨床研修医研修資金貸与条例（平成二十二年埼玉県条例第十六号）第二条第一項
- 二 埼玉県医師育成奨学金貸与条例（平成二十四年埼玉県条例第十五号）第八条第一号

### 附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。